

専門委員による評価・検討の必要性について(平成26年度)

法人名	公益財団法人慶長遣欧使節船協会
担当部・課	産業部観光課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H23	H24	H25
経常損益	12,661	13,462	▲ 50,674

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定
▲ 506,740	1,102,601	595,861

単位:千円

該当  非該当

(2) 債務超過にあること

	H23	H24	H25
総資産	1,109,631	1,171,652	1,125,285
負債	17,117	16,572	22,684
正味財産・純資産	1,092,514	1,155,080	1,102,601

単位:千円

該当  非該当

(3) 累積欠損金があること

	H23	H24	H25
累積欠損金	0	0	0

単位:千円

該当  非該当

(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H23	H24	H25
経常損益	12,661	13,462	▲ 50,674

単位:千円

該当  非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

該当なし

該当  非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

該当なし

該当  非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有  無

専門委員による評価・検討の必要性について(平成26年度)

法人名	一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター
担当部・課	産業部 商工課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H23	H24	H25
経常損益	▲ 15,565	2,098	2,942

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

単位:千円

該当  非該当

- (2) 債務超過にあること

	H23	H24	H25
総資産	53,530	56,104	59,276
負債	788	1,748	1,979
正味財産・純資産	52,742	54,356	57,297

単位:千円

該当  非該当

- (3) 累積欠損金があること

	H23	H24	H25
累積欠損金	0	0	0

単位:千円

該当  非該当

- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H23	H24	H25
経常損益	▲ 15,565	2,098	2,942

単位:千円

該当  非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

対象外

該当  非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

対象外

該当  非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有  無

専門委員による評価・検討の必要性について(平成26年度)

法人名	株式会社街づくりまんぼう
担当部・課	産業部商工課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H23	H24	H25
経常損益	▲ 896	9,213	49,238

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

単位:千円

該当  非該当

(2) 債務超過にあること

	H23	H24	H25
総資産	63,915	128,210	178,644
負債	21,544	72,538	85,804
正味財産・純資産	42,371	55,672	93,560

単位:千円

該当  非該当

(3) 累積欠損金があること

	H23	H24	H25
累積欠損金	0	0	0

単位:千円

該当  非該当

(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H23	H24	H25
経常損益	▲ 896	9,213	49,238

単位:千円

該当  非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

対象外

該当  非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

対象外

該当  非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有  無

専門委員による評価・検討の必要性について(平成26年度)

法人名	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
担当部・課	教育委員会生涯学習課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H23	H24	H25
経常損益	▲ 37,264	▲ 5,481	5,687

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

単位:千円

該当  非該当

(2) 債務超過にあること

	H23	H24	H25
総資産	137,695	134,343	141,084
負債	20,891	23,012	24,058
正味財産・純資産	116,804	111,331	117,026

単位:千円

該当  非該当

(3) 累積欠損金があること

	H23	H24	H25
累積欠損金	0	0	0

単位:千円

該当  非該当

(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H23	H24	H25
経常損益	▲ 37,264	▲ 5,481	5,687

単位:千円

該当  非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

該当  非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

該当  非該当

専門委員による評価・検討の必要性 <span style="margin-left: 20px;">有 <input type="checkbox"/></span> <span style="margin-left: 20px;">無 <input checked="" type="checkbox"/></span>
---

専門委員による評価・検討の必要性について(平成26年度)

法人名	石巻産業創造株式会社
担当部・課	産業部産業推進課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H23	H24	H25
経常損益	18,629	9,508	3,650

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定

単位:千円

該当  非該当

- (2) 債務超過にあること

	H23	H24	H25
総資産	737,807	744,580	749,147
負債	9,717	13,916	15,837
正味財産・純資産	728,091	730,664	733,310

単位:千円

該当  非該当

- (3) 累積欠損金があること

	H23	H24	H25
累積欠損金	▲ 711,408	▲ 708,836	▲ 706,190

単位:千円

該当  非該当

- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H23	H24	H25
経常損益	18,629	9,508	3,650

単位:千円

該当  非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

東日本大震災以降、地元企業から販路拡大や新たな産業の創出による産業の活性化が求められていることから、石巻地域の産業振興を図るために設立された当該法人の事業実施が必要であると考えます。

該当  非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

当該法人については、他の対象法人と設立目的や事業内容が類似していない。

該当  非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有  無

専門委員による評価・検討の必要性について(平成26年度)

法人名	網地島ライン株式会社
担当部・課	復興政策部地域協働課

判断基準1

経営が悪化しているおそれのある法人(以下各号に該当した場合)

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること
- (2) 債務超過にあること
- (3) 累積欠損金があること
- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

- (1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること

	H23	H24	H25
経常損益	▲ 25,470	18,552	▲ 6,410

単位:千円

赤字の場合

当期赤字×10年	正味財産・純資産	判定
▲ 64,100	▲ 47,611	該当

単位:千円

該当  非該当

- (2) 債務超過にあること

	H23	H24	H25
総資産	143,563	160,383	153,789
負債	210,953	203,978	201,400
正味財産・純資産	▲ 67,390	▲ 43,595	▲ 47,611

単位:千円

該当  非該当

- (3) 累積欠損金があること

	H23	H24	H25
累積欠損金	▲ 77,390	▲ 53,595	▲ 57,611

単位:千円

該当  非該当

- (4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること

	H23	H24	H25
経常損益	▲ 25,470	18,552	▲ 6,410

単位:千円

該当  非該当

判断基準2

設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人

所管部評価

網地島ライン株式会社による離島航路事業については、事業の性質上、利益を大幅に生み出すことが非常に困難な事業ではあるが、田代島・網地島両島民にとって、唯一の交通手段であり、生活航路として非常に公益性の高い、欠くことのできない事業であるため、当法人の存続は必要である。

該当  非該当

判断基準3

他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

所管部評価

当該法人については、他の対象法人と設立目的や事業内容が類似していない。

該当  非該当

専門委員による評価・検討の必要性 有  無